

所得税・消費税 (個人事業者)の 口座振替日

令和2年分の所得税・消費税(個人事業者)の口座振替日は次のとおりです。

所得税 5月31日(月)

消費税(個人事業者)

5月24日(月)

口座振替をご利用の人には、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。



経済センサス活動調査を実施します

全国全ての事業所及び企業を対象に、令和3年6月1日現在における全事業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を調査する「経済センサス活動調査」を行います。調査の結果は、行政施策の立案や新規店舗の出店計画の基礎資料など、幅広く活用されます。

5月中旬から調査員が各事業所などを訪問し、調査

国民健康保険・ 制度夜間窓口 後期高齢者医療

封している「調査票の記入のしかた」をご覧のうえ、インターネットまたは郵送でご回答ください。

いつでも回答できるインターネット回答が便利ですすめです。

書類を配布しますので、同封している「調査票の記入のしかた」をご覧のうえ、インターネットまたは郵送でご回答ください。電話での相談なども受け付けます。

日時 5月14日(金)、25日(火)

17時30分～20時

問 保険年金課
☎(21)1148

国民健康保険証の発送

■70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人(昭和26年5月2日～昭和26年6月1日生まれ)へ、令和3年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を5月下旬に郵送します。

令和3年度の保険税及び保険料(令和4年3月31日までに納期限が到来するもの)と令和2年度相当分の保険税及び保険料で、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものについて、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人等を対象とした減免制度があります。



国民健康保険税後期高齢者医療保険料の减免

令和3年度の保険税及び

保険料(令和4年3月31日までに納期限が到来するもの)と令和2年度相当分の保険税及び保険料で、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が

や納付相談、加入や脱退の手続をご利用ください。電話での相談なども受け付けます。

お問い合わせは、納税通話での相談なども受け付けます。

書類及び納入通知書がお手

に発送する保険証のチラシを確認ください。

元に届いてからお願ひします。

お問い合わせは、納税通話での相談なども受け付けます。

書類及び納入通知書がお手

問 保険年金課
☎(21)1148

マイナンバーカードの出張申請サポート

マイナンバーカードやマイナポイントの申請方法がわからない人に、下記の日程で出張申請サポートを行います。

【5月巡回予定】 各日 10時～16時

12日(水)	あすなろ館
14日(金)	西部地区公民館
19日(水)	南部出張所
21日(金)	中部地区公民館
26日(水)	中央公民館
28日(金)	朝日大平山地区公民館

申請サポートの詳細は市報1月号12ページ、マイナポイントの詳細は市報12月号4ページをご覧ください。

問 QRコード付き交付申請書に関するこ
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
出張申請サポートに関するこ
情報政策課 ☎75-8521(平日のみ)

サテライトオフィス等整備促進事業費補助金

別府市内にサテライトオフィス等を整備するための設備改修等費用の一部を補助します。

補助対象者・条件

- ①別府市内で、都市部から地方へ進出する企業等向けのサテライトオフィス等を整備する事業者
 - ②市税に滞納がないこと。
 - ③令和3年度中に工事及び支払が完了すること。
- 補助対象経費 建物及びその附属設備等の取得費等、工事請負費、委託料、インターネットセキュリティ関連機器等の整備費等、空調、照明設備、複合機、デスク、椅子、パーテーション、キャビネット等の備品購入費、その他市長が必要と認める経費
- 補助金額 補助対象経費の3分の2以内
(1,000円未満切捨) ※上限1,000万円。

※審査のうえ、補助金額を決定します。

募集期間 5月10日(月)～7月30日(金)

※申請を希望する人は、事前に下記へご相談ください。詳細は市ホームページへ。

申問 産業政策課 ☎21-1132

国民健康保険税については、市ホームページをご覧になるか、6月に発送する納税通知書のチラシをご確認ください。後期高齢者医療保険料については、7月

ために夜間窓口を開設します。保険税・保険料の納付を行けないなどでお困りの人のために、5月の中旬から調査員が各事業所などを訪問し、調査

優良運転者表彰の申請

受付期間 5月6日(木)～

6月15日(火)
(平日の9時～17時)

必要書類 ①申請書及び確

認書、②運転免許証、③

交通安全協会の会員証、

④自動車安全運転センタ

ー発行の無事故無違反証

明書(令和3年5月1日

以降発行のもの)

※表彰種別は、10・15・20・

30・40・50年の中段階です。

※申請には条件があります

ので事前にお問い合わせ

ください。

申請・問 交通安全協会

別府支部(別府警察署内)

弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、
ぜひご相談ください。

日時 5月28日(金)

場所 光の園子ども家庭支

援センター内(莊園)

内容 子どもや子育て環境
に関する悩みを、法律や
人権の観点から弁護士に

建築されたもの

相談できます。
※無料。1人30分程度。

※電話で左記へ申込み。

申問 別府市子ども家庭

総合支援拠点(光の園)

☎ 080(3371)0874

木造住宅の耐震化補助制度

募集期限 12月24日(金)

※先着順(予算限度に達し
次第終了)。

◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以
前に着工された二階建て
以下の木造一戸建住宅

所有者負担 原則5千500円
※住宅の規模や条件により
追加費用がかかる場合が
あります。

◎耐震改修工事

対象 耐震診断と同様の住
宅(右記)で、耐震診断
の結果、評点が1.0未満の
もの

※申請には条件があります

ので事前にお問い合わせ

ください。

申請・問 交通安全協会

別府支部(別府警察署内)

弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、
ぜひご相談ください。

日時 5月21日(木)

場所 光の園子ども家庭支

援センター内(莊園)

内容 子どもや子育て環境
に関する悩みを、法律や
人権の観点から弁護士に

精密診断で各階の上部構
造評点が0.4未満
・所有者等が65歳以上で前
年の世帯全員の所得総額
が350万円未満

申問 産業政策課

☎ 097(537)7600

という人からの情報提供をお
待ちしています。

問 産業政策課

☎ 097(537)7600

②5月26日(水)
9時30分～11時50分

③6月9日(水)
13時30分～16時30分

※別途ファミリーサポート
センター事業説明会も受

◎部分耐震改修工事 (耐震シェルター)

対象 耐震診断と同様の住
宅(上記)で、耐震診断
の結果、1階の評点が0.7
未満のもの

補助金額 要した費用の3
分の2(上限30万円)

申問 都市計画課

☎ 097(537)7600

■耐震アドバイザー派遣 (無料)

建築士がお宅に訪問し、
簡単な診断を行い、相談に
応じます。

申問 大分県建築士事務
所協会

対象 市内在住の20歳以上の人
申込方法 5月12日(水)まで
に左記へ。



募集 赤ちゃんの駅 登録施設

市は、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的に「赤ちゃんの駅」事業を実施しています。

子育てしやすい環境の充実のため、新たに「赤ちゃんの駅」に登録していただける民間施設や公共施設を募集します。

◆赤ちゃんの駅とは(現在市内29施設が登録中)◆

乳幼児を連れた保護者に授乳ができる場所やおむつ替えができる場所を提供していただける施設

登録条件 下記の①～③の全て、

またはいずれかを提供できる施設

①おむつ替えのための場所

②授乳のための場所 ③ミルク用のお湯

申請方法

登録申請書に記入のうえ、子育て支援課へ提出(郵送可)。
※登録申請書は子育て支援課で配布。

または市ホームページからダウンロードもできます。

登録認定施設にはシンボルマーク(ステッカーなど)を配布し、店頭などへ掲示していただきます。なお、登録いただいた施設は、市ホームページでお知らせします。

申問 子育て支援課 ☎ 21-1427

子育て家庭を 応援しませんか!

子育ての援助をしてくださ
る「まかせて会員」を募
集しています。

■令和3年第1回まかせて 会員養成講習会

日時 (3日間)
①5月19日(水)
9時30分～11時40分

(月曜日、祝日の翌日休館)

申問 ファミリー・サポート
センター(ほっペパー
ト・センター)(ほっペ
パート内) ☎ 097(537)7600
9時～17時30分

場所 ほっペパーク(莊園)
対象 市内在住の20歳以上の人
申込方法 5月12日(水)まで
に左記へ。

講必須。
センター事業説明会も受

	相談時間	相談場所	相談員	問合先	電話番号
	8:30～17:00	市役所1階 子育て支援課	母子・父子自立支援員	子育て支援課	21-1701
	9:00～17:00	別府市男女共同参画センター	婦人相談員	男女共同参画センター(市民課)	21-7820
	8:30～17:00	市役所1階 別府市子ども家庭総合支援拠点 子育て支援課	子ども家庭支援員	子育て支援課	21-1239
	24時間	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	虐待対応専門員、子ども家庭支援員	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	090-1348-0874 080-3371-0874
	8:30～17:00	市役所1階 高齢者福祉課	高齢者福祉課職員	高齢者福祉課	21-1442
		市役所1階 介護保険課	介護保険課職員	介護保険課	21-1463
	8:30～17:00	市役所1階 障害福祉課	障害福祉課職員	障害福祉課	TEL 21-1413 FAX 22-1780
	24時間	別府警察署	別府警察署職員	別府警察署生活安全課	21-2131
	8:30～17:00	別府市保健センター、市役所GF健康推進課	保健師、管理栄養士、健康運動指導士	健康推進課	21-2188
	9:00～16:00	別府市保健センター	臨床心理士、保健師	健康推進課	21-2188
	9:00～16:30	別府市子育て世代包括支援センター(別府市保健センター)	保健師、管理栄養士	健康推進課(別府市保健センター内)	21-1117
	9:00～17:30	北部子育て支援センターどれみ(電話相談)	保育士	どれみ	66-8181
		南部子育て支援センターわらべ(電話相談)		わらべ	25-0120
		西部子育て支援センターべるね(電話相談)	保育士、保健師	べるね	27-1128
	13:00～16:00	市役所内会議室	社会保険労務士	大分県社会保険労務士会	0978-63-2001
	8:30～17:15	ジョブカフェおおいた別府サテライト	ジョブカフェおおいた別府サテライト相談員	ジョブカフェおおいた別府サテライト	27-5988
	13:00～16:00	市役所内会議室			
	8:30～17:15	ハローワーク別府	ハローワーク職員など	ハローワーク別府	23-8609
	8:30～17:00	シルバー人材センター	シルバー人材センター職員	別府市シルバー人材センター	24-4080
	13:00～16:00	社会福祉会館	弁護士	社会福祉協議会	73-6070
	9:30～11:30	別府市男女共同参画センター	公証人	大分公証人合同役場	097-535-0888
	市報に掲載	別府市公会堂など			
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター	大分県行政書士会別府支部相談員	大分県行政書士会別府支部	22-9375
	10:00～12:00 13:00～15:00	市役所内会議室	人権擁護委員	共生社会実現・部落差別解消推進課	21-1291
	9:00～16:00 (受付15:30まで)	別府市人権啓発センター	別府市人権啓発センター職員	別府市人権啓発センター	23-6163
	13:30～16:00 1組30分以内	別府市男女共同参画センター	司法書士	大分県司法書士青年の会事務局(予約は市報掲載の日程分のみ可能)	0972-23-2838
	16:00～18:00 1件30分	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	弁護士	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	080-3371-0874
	9:00～17:00	別府市教育相談センター(野口ふれあい交流センター南館3階)	心理相談員(公認心理師、臨床心理士)	別府市教育相談センター	26-0812
	9:00～16:30	別府市消費生活センター(市役所4階 産業政策課)	消費生活専門相談員	別府市消費生活センター(産業政策課内)	21-1881
	13:30～16:30	市役所内会議室	弁護士	産業政策課	21-1881
	9:00～16:00	市役所1階 市民相談室	市民相談員	自治連携課	21-2510
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター	行政相談委員	自治連携課 総務省大分行政監視行政相談センター(きくみみ大分)	21-1125 097-533-1100
	13:00～16:00 受付15:00まで	別府市男女共同参画センター			
	13:00～15:00	別府市男女共同参画センター	マンション管理士	大分県マンション管理士会	097-541-5132
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	別府市自立相談支援センター	26-6070
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	社会福祉協議会	26-6070
	10:00～16:00	みどりの相談所(南立石公園内)	みどりの相談員	みどりの相談所	24-1643
	9:00～17:00	別府地区労働福祉会館内	ライフサポートセンター相談員	大分県労働者福祉協議会 ライフサポートセンター	26-3155
	13:00～16:00				
	13:30～15:30	市役所4階 農業委員会室	農業委員、農地利用最適化推進委員	農業委員会事務局	21-1178
	8:30～17:00	消防本部	消防本部予防課職員	消防本部	25-1125
	8:30～17:00	上下水道局	上下水道局職員	上下水道局	23-0361
	13:00～16:00	社会福祉会館	行政書士、社会福祉士	社会福祉協議会	73-6070

	相談名称	相談内容	相談日(祝日除く)
福祉・保健	母子・父子相談	ひとり親家庭の養育、経済上の問題などに関すること	月～金曜日
	女性相談	配偶者などからの暴力(DV)などの悩みに関すること	火～土曜日、面接は○
	子育て支援相談 (家庭児童相談)	・育児やしつけ、子どもの問題行動など子育てに関すること ・児童虐待に関すること	月～金曜日 年中無休(祝日含む)
	高齢者福祉相談	65歳以上の高齢者の福祉サービスに関すること 介護保険に関すること	月～金曜日
	障がい者相談	障がい者の福祉、障がい者への差別や虐待に関すること	月～金曜日
	警察安全相談	認知症高齢者の徘徊による行方不明の場合の発見・保護に関する相談や手配	年中無休(祝日含む)
	健康相談	生活習慣病の予防や健康づくりに関すること	月～金曜日○
	こころの相談会	困りごとや、不安な気持ち、眠れないなどの悩みに関すること	木曜日　月2回○(市報に掲載)
	育児相談	妊娠出産に関すること、乳幼児の発育、離乳食や子育ての悩みに関すること	月～金曜日
	子育て相談	・子育てに関すること ・情報の提供、助言、その他の援助	月～土曜日 (祝日含む・祝日の翌日は休み) 火～日曜日 (祝日含む・祝日の翌日は休み) 火～日曜日 (祝日含む・祝日の翌日は休み)
職業	労働相談	採用、退職、解雇、個別労働紛争などに関すること	第2水曜日
	就職に関する相談	おおむね49歳以下の若年者(学生含む)の就職相談など	月～金曜日
	就職や雇用保険に関する相談	職業相談・紹介、職業訓練、雇用保険の受給、求人申込に関することなど	第2水曜日
	高齢者職業相談	60歳以上で、働く意欲のある健康な人への生きがいとしての臨時的かつ短期的な職業紹介	月～金曜日
法律・人権	法律相談	財産、相続、夫婦親子関係、近隣トラブルなどに関する法律のこと	第2火曜日○
	公証人による相談	遺言、任意後見契約、家族信託、尊厳死宣言、離婚に伴う養育費・財産分与・慰謝料の支払契約、金銭消費貸借契約、債務弁済契約などの公正証書に関すること	第1水曜日○
	公証人による休日相談会		土・日曜日、祝日のうち月1回 (日程は市報に掲載、○)
	相続・遺言相談	相続・遺言など	第4水曜日 (祝日の場合は翌日)
	人権相談	各種人権問題に関すること	第2水曜日 (予約者優先)
		部落差別をはじめとする各種人権問題に関すること	月～金曜日○
	身近な法律相談会	不動産の登記(売買、贈与、相続など)、会社の登記(設立、役員変更など)、借金問題、成年後見、少額裁判など	第1火曜日○ (祝日の場合は翌週の火曜日・1日4組まで)
教育	弁護士による専門相談	学校でのトラブル(いじめなど)、経済的な悩み、家族間のトラブル(DVなど)、子育ての困りごとが生じ、法的観点からの対処方法など	第3木曜日○
	教育相談	園児・児童・生徒の学習、生活、不登校、いじめ、問題行動など教育全般に関すること	月～金曜日、 面接は○
経済	消費生活相談	契約・解約・悪質商法などの消費生活に関すること	月～金曜日
	債務者相談会	消費者金融・クレジットなどの債務に関すること	第2木曜日○(祝日の場合は前日)
その他	市民相談	市の行政や市民の日常生活に関すること、市への要望・提言など	月～金曜日
	行政相談	国などの行政に関する苦情・要望	第3水曜日
	不動産相談	宅地建物取引に関すること	第2木曜日
	分譲マンション管理相談	所有者間のトラブル、管理組合の運営や管理委託会社の業務など	第3金曜日
	自立相談	就労、将来への不安など、自立に向けた問題に関すること	月～金曜日
	ボランティア相談	福祉・地域などのボランティア活動に関すること	月～金曜日
	みどりの相談	みどり(植物など)全般に関すること	月・水・金曜日
	労働・生活・福祉相談	労働・生活・福祉に関すること	月～金曜日
		消費生活に関すること	月・水・金曜日
	農地農業相談	農地に関する全般、農業者年金などに関すること	第3木曜日○
	防火相談	火災予防全般に関すること	月～金曜日
	水道・下水道相談	水道・下水道全般に関すること	月～金曜日
	終活相談	相続・遺言・生前整理・死後事務委任・任意後見契約など	第3木曜日○

消防団員募集

入団要件を
拡大しました



申問	定員	別府市に居住する18歳以上（大学生可）の人に加え、市外から別府市内へ通勤する人、または大学や専門学校へ通学する人も入団できるようになりました。外国人も入団できます。（留学を含む。入団条件あります。表彰などがあります。）
（21）	1881	各6人（先着順）
産業政策課	申込方法	事前に電話で左記へ申込み。
4F→2会議室	場所	市役所4階
13時30分～16時30分	日時	5月13日(木)

債務者相談会（要予約）

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

（21）1123

市に届いたご厚意

市内の児童養護施設に暮らす子どもたちに使ってほしいと、匿名でご厚意（寄付金100万円）を頂きました。送り主様に代わり、別府平和園、光の園、栄光園（乳児院）に寄付させていただきました。

（問）子育て支援課 ☎21-1427

わたしたちのねがい

児童虐待から子どもを守りましょう

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、虐待、体罰等の犠牲となるなど、今もなお子どもたちの「人権」が守られていない実情があります。なかでも家庭内での、保護者による子どもへの虐待が大きな社会問題になっています。虐待は、子どもの心身に重大かつ深刻な影響を及ぼし、「しつけ」と称した体罰により死に至った深刻なケースもあり、迅速な対応を要します。

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、子どもへの虐待を身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（育児放棄）・心理的虐待の4つに類別しています。

児童虐待を防ぐためには、周囲の人が異変や違和感に気付くことが大切です。虐待を受けている子どもだけでなく、虐待をしている保護者にも特徴的な行動やサインが現れます。

子ども 不自然なアザややけどの痕、いつも汚れた衣服を着用している、表情が乏しい、家に帰りたがらない、保護者を避けるなど
保護者 家の内外が散らかっている、周囲との交流がなく孤立している、子どもを置いて外出している、しつけと言って人前で子どもを厳しくしかる・たたくなど

子どもたちが安心して成長していくよう、地域全体で子どもたちを見守り、育っていくことを目指しましょう。虐待かもと思ったら下記の通告・相談先へ迷わず連絡してください。

私たちができること【通告】

「児童虐待の防止等に関する法律」第6条では、虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所等に（児童委員を介してもよい）通告しなければならないと定めています。

●児童虐待を通告するのは国民の義務です。

※通告義務は守秘義務より優先されます。

●「虐待されている」という確証がなくても通告しましょう。虐待の事実がない場合でも責任を問われることはあります。

●通告した人の秘密は守られます。

●結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。

通告・相談先 別府市子育て支援相談室 ☎21-1239

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちはやく）

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください（予約優先）

日時 5月12日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F→1会議室（予約優先）

（問）共生社会実現・部落差別解消推進課 ☎21-1291

人権啓発センターでも相談を受け付けています ※要予約

日時 月～金曜日 9時～16時（受付15時30分まで）

（問）人権啓発センター（石垣東10丁目） ☎23-6163

身近な人権講座

日時 5月27日(木)
13時30分～15時30分

場所 中央公民館
(上田の湯町)

テーマ 「部落差別」を正しく知り、部落差別をなくしていくためには！

講師 大分県人権問題講師団
NPO法人アンリッシュ
織田勝さん

（問）社会教育課 ☎21-1587
共生社会実現・部落差別
解消推進課
（21）1291

日時 5月20日(木)
13時30分～15時30分

場所 市役所4階
農業委員会室

内容 農地、農業に関する
相談など

相談員 農業委員・農地利用最適化推進委員
農業委員会事務局
（21）1178

※予約は5月12日(水)までに電話で左記へ申込み。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1～2人の児童福祉に関することを専門に扱う主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割

福祉サービスのお知らせ
多くの方が福祉サービスを利用できるように福祉情報をお知らせします。

（問）高齢者福祉課
（21）1003

専門機関を紹介
その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。
皆さんと行政を結ぶパイプ役
誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。
福社に関する相談がありましたが、あなたの町の民生委員・児童委員にお声掛けを。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」